

## 退職後の手続きについて (間を空けずに就職する場合を除きます)

R7.3時点

【健康保険】 (※) 下記②の方で「健康保険組合」に加入していた場合は、加入していた「健康保険組合」にお問い合わせください

〈75歳未満の場合〉

	種類	届出先	加入条件	保険料	注意点
①	国民健康保険に加入する場合 国民健康保険被保険者	お住まいの市区町村	下記②③以外の方 →資格喪失日(退職の翌日)から14日以内に手続きが必要です	市区町村によって計算方法が異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせください	前年の所得を基礎として決定されるため、所得が高かった方は保険料が高額になる可能性があります <b>65歳未満で倒産解雇等により退職した場合は保険料が軽減されます(R7.3時点)</b>
②	協会けんぽ(※)に加入していて任意で継続する場合 任意継続被保険者	お住まいの住所を管轄する協会けんぽ(※)	資格喪失日の前日(退職日)までに継続して2ヶ月以上被保険者期間がある方 →資格喪失日(退職の翌日)から20日以内(必須)に手続きが必要です	退職時の健康保険料の2倍 ※ただし上限が定められています 40～64歳の方は <b>36,832円</b> それ以外の方は <b>31,744円</b> (R7.3改定:協会けんぽ(※)神奈川) ※健康保険組合(※)の上限は異なります	加入期間は2年間です 任意の申出により途中で脱退することが可能になりました(R4.1改定)
③	配偶者やご家族の被扶養者になる場合 健康保険被扶養者	配偶者やご家族の勤め先	配偶者やご家族により生計を維持される場合【同居の場合】 60歳未満＝年収130万円未満かつ被保険者の年収の2分の1未満 60歳以上＝年収180万円未満かつ被保険者の年収の2分の1未満	収入条件等に該当すれば保険料の負担はありません	失業保険・傷病手当金・出産手当金を受給している場合、原則として被扶養者になることが出来ません 被扶養者の要件については、配偶者やご家族の勤め先にご確認ください

〈75歳以上の場合〉 在職時と変わらず、引き続き長寿医療制度の被保険者となります

## 【年金】

退職時の年齢	届出先	注意点
20歳以上60歳未満	お住まいの市区町村	◆国民年金(第1号被保険者)への切替え手続きが必要となります ◆在職中に20歳以上60歳未満の配偶者(妻又は夫)が被扶養者となっていた場合には、同時に配偶者の手続きも必要です
	配偶者の勤め先	◆配偶者の健康保険被扶養者となる時(上記【健康保険】の③のとき)は国民年金第3号被保険者となります(配偶者が65歳以上の場合には健康保険被扶養者となっても国民年金第3号被保険者にはならない等の例外あり)

**【雇用保険】****失業保険(雇用保険基本手当)を受給する場合**

給付条件	①就職の意思と能力がありながら失業状態にあり、 ②離職の日以前2年間(疾病・負傷などの期間がある場合は最長4年間)に被保険者期間が12ヶ月(特定受給資格者等は6ヶ月)以上ある場合
届出先	お住まいの住所を管轄するハローワークで手続きをしてください
受給期間	原則として、離職した日の翌日から1年間です ※ハローワークに行くのが遅れるなどした場合、受給期間を過ぎると所定給付日数が残っていても給付を受けることは出来ませんのでご注意ください
注意点	◆失業保険受給中は原則として健康保険被扶養者になることが出来ません。このような場合は国民健康保険等に加入する必要があります
必要書類	退職後に「離職票」と「パンフレット」をお渡しします。必要書類は「パンフレット」に記載されていますのでご確認ください

**※失業保険の受給期間延長について**

延長要件	傷病、出産・育児(3歳未満)等の理由により引き続き30日以上働くことができなくなったときは、その働くことのできなくなった日数だけ、受給期間を延長することが出来ます ※離職時の年齢が65歳以上の場合は、受給期間の延長は出来ません
延長期間	傷病、出産・育児等の場合は最長で3年間です
申請期限	傷病、出産・育児等の場合には、引き続き30日以上職業に就くことができなくなった日の翌日以降、早期に、お住まいの住所を管轄するハローワークで手続きしてください(代理人又は郵送も可)。手続が遅れますと、給付日数の全てを受給できない可能性がありますのでご注意ください。
必要書類	お住まいの住所を管轄するハローワークにご確認ください

## 〈退職後も受けられる健康保険の給付〉

勤めていた会社を管轄する「協会けんぽ」に申請書を提出します。「健康保険組合」に加入していた場合は、加入していた「健康保険組合」にお問い合わせください

### 【傷病手当金】

支給要件	退職日以前に継続して1年以上被保険者期間があり、かつ退職日までに傷病手当金を受給しているか、もしくは在職中に下記の①～④の要件を満たしていれば、退職後も支給開始から最長で原則1年6ヶ月間、労務不能の間について支給を受けることができます ①私傷病のため療養し、②仕事に就くことができず、③連続する3日間を含んで4日以上労務に服せなかった場合 ④退職日に労務に服していない(＝欠勤又は有給休暇扱いになっている)場合
給付額	原則として、1日につき、(支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額÷30日)の3分の2 (H28.4協会けんぽ)
注意点	◆傷病手当金受給中は失業保険を受給することが出来ません。このような場合は失業保険の受給期間延長の手続きを行う必要があります ◆傷病手当金受給中は原則として健康保険被扶養者になることが出来ません。このような場合は国民健康保険等に加入する必要があります ◆老齢年金を受給している方が退職後の傷病手当金を受給すると、老齢年金との調整があります

### 【出産手当金】

支給要件	※出産手当金とは出産のため会社を休み、事業主から賃金が受けられないときに支給されるものですので、原則として退職した場合は受けられません ただし、下記①、②の要件を満たしていれば退職後も支給を受けることができます ①退職日以前に継続して1年以上被保険者期間があり、かつ退職日までに出産手当金を受給しているか、もしくは受けられる状態にあった場合 ②退職日に労務に服していない(＝欠勤又は有給休暇扱いになっている)場合
給付額	原則として、1日につき、(支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額÷30日)の3分の2 (H28.4協会けんぽ)
注意点	◆出産手当金受給中は原則として健康保険被扶養者になることが出来ません。このような場合は国民健康保険等に加入する必要があります

### 【出産育児一時金】 ※平成21年10月1日より『直接支払制度』が実施されています

『直接支払制度』とは… 病院などが直接出産育児一時金を受け取る制度です。

## 協会けんぽ(※)任意継続被保険者の加入手続きの流れ

※健康保険組合の任意継続につきましては、加入していた健康保険組合へご確認ください

**①「資格取得申出書」の提出**  
※退職日の翌日から**20日以内**に提出※  
お住まいの住所地を管轄する協会けんぽ支部へ郵送または窓口へ提出  
(新しい保険証は後日郵送にて送付となります)



**②「保険証」と「納付書」の到着**  
提出から1週間程度(注)で自宅に「保険証」と「初回保険料納付書」が到着



**③初回保険料の納付**  
納付期日までに、コンビニや金融機関等で初回保険料を納付



**④2回目以降の納付書の到着**  
毎月月初に「保険料納付書」が到着



**⑤毎月の保険料の納付**  
毎月10日までに、コンビニや金融機関等でその月の保険料を納付

◆退職日の翌日から20日以内に申出書を提出しないと加入出来ません。

(20日目が土・日・祝日の場合は、その翌営業日となります)

◆退職日までに継続して2ヶ月以上健康保険の被保険者期間が無いと加入出来ません。

◆被扶養者がいる場合は、必要な添付書類を添えて提出してください。  
(在職時にすでに被扶養者であっても改めて添付書類の提出が必要になります)

◆在職中に使用していた保険証は、早めに会社へお返しください。

注:「1週間程度」は目安です。状況により前後することがあります。

原則として、勤めていた会社から在職時の健康保険の資格喪失届が提出され年金事務所での処理終了を確認した後に保険証を交付するため、送付が遅れることがあります。

◆在職中は事業主と折半で保険料を負担していましたが、任意継続の保険料は全額自己負担となります。(ただし上限があります。)

◆保険料は資格を取得した月の分から発生します。  
初回到納する保険料が2ヶ月分以上となる場合があります。

◆初回保険料は納付書に納付期日が記載されていますので、期日までに保険料を納付してください。  
※期日までに納付しなかった場合は、任意継続の資格自体が取り消しとなります。保険料の納め忘れにご注意ください。

◆2回目以降は毎月10日が納付期日ですので、期日までに保険料を納付してください(10日が土・日・祝日の場合は、その翌営業日が納付期日です)。また、前納や口座振替による納付も可能です。  
※期日までに納付しなかった場合は、納付期日の翌日付で任意継続の資格を失うこととなります。保険料の納め忘れにご注意ください。

◆お手元に納付書が届かない場合や届いた納付書を紛失した場合は再交付が必要ですので、速やかに協会けんぽへご連絡ください。

協会けんぽ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

神奈川支部 〒220-8538横浜市西区みなとみらい4-6-2  
みなとみらいグランドセントラルタワー9階  
045-270-8431

東京支部 〒164-8540 中野区中野4-10-2  
03-6853-6111

「毎月送付される納付書で保険料を納める場合」を例示していますので、保険料の前納や口座振替による納付を希望する場合は、2回目の保険料納付以降の流れが異なります。  
その他、個別・具体的なお相談につきましては、協会けんぽにお問い合わせください。

このページ(任意継続被保険者の加入手続きの流れ)は協会けんぽ東京支部発行の案内をもとに加筆作成しました